○ 入札参加資格等について

1 名簿の登録等

- (1) 京都市上下水道局の令和7年度の競争入札有資格者名簿(物品)に登録されていること。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱 要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれて いないこと。

2 市内要件、企業規模

市内要件、企業規模による入札参加の要件なし。

3 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合(詳細は下記※参照)は、そのうちの一者しか参加できない。

4 入札参加資格

- (1) 履行実績特になし。
- (2) その他の参加資格

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)」 の以下の「ア、イ、エ」又は「ウ、エ」を有すること。

- ア 特別管理産業廃棄物(以下「特管廃棄物」という。) 処理業の許可 (廃棄物処理法第14条の4第6項)
- イ 特管廃棄物の処理施設を設置している地に関する許可(廃棄物処理 法第15条第1項)
- ウ 無害化処理の認定(廃棄物処理法第15条の4の4第1項)
- エ 以下の特管廃棄物の処理が可能
 - (7) 廃 PCB 等
 - (イ) PCB 汚染物
 - (ウ) PCB 処理物

5 提出書類

- (1) 入札時に提出する書類 特になし。
- (2) 開札後、落札候補者となったときに提出する書類 4(2)を証する書類

6 その他

落札業者は、本委託契約書を交わす際、別途交付する「産業廃棄物処分受託

者記入欄」の項目について必ず記入し、受託者の許可証(認定証)の写しを添付のうえ提出すること。

また、委託業務が中間処理委託の場合は、中間処理の許可証(認定証)の写し とともに最終処分地の許可証の写しを添付すること。ただし、最終処分地の許 可証の写しを添付できない場合は、契約書を交わす際、「産業廃棄物処分受託 者記入欄」の最終処分地の項目(所在地、処理方法、処理能力等)を必ず記載 すること。

※ 関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。) と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。) の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員 のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼 ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査 等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15 号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段 の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は 合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の 定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会

社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合